

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年10月18日認可した。

平成22年10月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市逆瀬池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）小原池幹線地区
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）植田大道地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修）北道地区
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）柏原地区
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）中津出水地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修）大畑1号地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修）大畑2号地区
”	単独県費補助土地改良事業（樋門改修）山田地区
”	単独県費補助土地改良事業（農道改修）油井地区